

浜松市学校給食センター給食用物資選定委員会要領

(目的)

第1条 浜松市学校給食センター給食用物資の購入を適正かつ円滑に推進するため、浜松市学校給食センター物資選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議するものとする。

- (1) 学校給食用物資の購入に関すること
- (2) その他委員会において必要と認めること

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員長及び委員をもって組織する。

- (1) 委員長は委員の中から健康安全課長が指名する
- (2) 副委員長は委員の中から委員長が指名する
- (3) 委員は学校給食センター所長・学校給食センター栄養士・学校給食センター調理員とする

(委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 購入物資の決定は、品質、鮮度、価格等総合的に検討し、出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、設置された各学校給食センターにおいて、会議における一切の事務を行う。

(細目)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。